

6月9日(火)(予定)に

令和2年度町民税・県民税(個人住民税)の 税額決定・納税通知書を発送します

『令和2年度町民税・県民税納税通知書』を6月9日(火)(予定)に発送します。なお、個人住民税を「給与からの特別徴収」の方法で納めていただく方については、勤務先から『特別徴収税額の決定通知書』をお受け取りください。

問合せ…税務課住民税係【☎35-1221(内線1131~1133)】

〔個人住民税の納税義務者〕

個人住民税は、その年の賦課期日(令和2年度は令和2年1月1日)現在の住所地で、前年(令和元年)の所得等に基づいて課税されます。

〔個人住民税の税額〕

税額は、「均等割」と「所得割」の合計額です。

(均等割)

年額5,000円(町民税3,500円+県民税1,500円)

(所得割)

○一般的な税率(総合課税)

10種類の所得のうち、利子・配当・不動産・事業・給与・山林・譲渡(分離課税分を除く)・一時・雑所得に係る税率は、10%(町民税6%+県民税4%)です。

所得金額から所得控除の合計額を差し引いた「課税所得金額」に、税率を掛けて計算されます。

所得割の計算方法

$$\text{課税所得金額}(\text{所得金額} - \text{所得控除額}) \times 10\% - \text{税額控除額} = \text{所得割額}$$

○特別な税率(分離課税)

土地・建物・株式等の譲渡所得等は、ほかの所得と区別して特別な税率を使用します。

(例) 土地・建物などの譲渡所得の場合

- ・長期(所有期間5年超) 5%
- ・短期(所有期間5年以下) 9% など

〔個人住民税が課税されない方〕

■均等割も所得割もかからない方

- ①生活保護法の規定による生活扶助を受けている方(その年の賦課期日現在)
- ②障害者、未成年または寡婦(寡夫)で前年の合計所得金額が125万円以下の方
- ③前年の合計所得金額が次の算式で求めた金額以下の方
 - ・扶養親族等がない方…28万円
 - ・扶養親族等がいる方…
28万円×(本人+扶養親族等の数)+16万8千円

■所得割が課税されない方

- 前年の合計所得金額が次の算式で求めた金額以下の方
 - ・扶養親族等がない方…35万円
 - ・扶養親族等がいる方…
35万円×(本人+扶養親族等の数)+32万円
- ※扶養親族等とは、納税義務者と生計を一にする合計所得金額が38万円以下の配偶者や親族です。
- ※扶養親族等の数には、前年の12月31日現在の年齢が16歳未満の方の人数も含まれます。
- ※所得金額とは、収入金額からその収入を得るための必要経費または法令で定められている一定の控除額を差し引いた金額をいいます。

令和2年度(令和元年分)課税(非課税)証明書・所得証明書の発行について

【発行開始日】6月9日(火)

手数料：1通につき150円

【証明書を発行できる方】

令和2年1月1日現在、上里町に住所があった方で、町に課税資料がある方

※町に課税資料がない方は、申告をしていただく必要があります。税額の決定には、最長で2か月程度かかる場合がありますのでご了承ください。なお、前年中所得のなかった方や、家族の扶養になっている方も申告は必要です(申告により課税が発生しない場合は、証明書は即日発行できます)。延長期間に確定申告をされた方はすぐに証明書を発行できない場合もありますのでご了承ください。

【本人確認について】

申請者(窓口に来られた方)の本人確認を実施していますので、申請の際は本人確認ができる書類(運転免許証・健康保険証・パスポート等)をご持参ください。また、代理人が交付請求する場合は、代理人自身を確認できるもの(本人確認と同じ)と、証明を必要とする本人(委任者)が署名押印した「委任状」が必要になります(同居の家族の方が申請する場合は「委任状」は不要です)。

問合せ…税務課住民税係

【☎35-1221(内線1131~1133)】

【個人住民税の納税方法】

個人住民税の納税方法は、「普通徴収」、「給与からの特別徴収」、および「公的年金からの特別徴収」があります。その方の年齢や所得状況により、この3つの納税方法が組み合わされることもあります。また、就職や退職、税額変更などの理由により年度途中で納税方法が変更になる場合もあります。

■普通徴収

通常6月に町から通知書が送付され、4回の納期に分けて個人で納めていただきます。

（令和2年度の普通徴収の納期限）

【第1期】6月30日(火) 【第2期】8月31日(月) 【第3期】11月2日(月) 【第4期】12月28日(月)

■給与からの特別徴収

給与支払者（事業主）が、従業員の個人住民税を毎月（6月から翌年5月までの12回）の給与から徴収し、従業員に代わって市町村に納めていただきます。ただし、退職などの理由により年度途中で給与の支払を受けなくなった時は、再就職先で引き続いて特別徴収ができる場合や退職時に残りの税額を一括して会社に支払った場合を除き、残りの税額を「普通徴収」で納めていただくこととなります。

■公的年金からの特別徴収

個人住民税の納税義務者のうち、前年中に公的年金等の支払を受けた方であって、国民年金法に基づく老齢基礎年金等の支払を受けている65歳以上（当該年度の4月1日現在）の方の公的年金等の所得から計算された個人住民税を、年金保険者が納税義務者に代わって特別徴収の対象年金から徴収します。公的年金からの特別徴収が停止（中止）された場合は、残りの税額を「普通徴収」で納めていただくこととなります。

納税相談窓口 ～休日開庁・夜間開庁のお知らせ～

◆6月の開庁日 【休日】（午前8時30分～正午） 6月14日(日)
【夜間】（午後8時まで） 6月25日(木)

※夜間は庁舎西入口(夜間入口)からお入りください。

◆相談窓口の問合せ…税務課収税係【☎35-1221(内線1121~1125)】

※納税相談の場合は、あらかじめお電話でご連絡ください。

町民税の納期限は**6月30日(火)**です。税金のお納めには便利な**口座振替**をご利用ください。

〔口座振替日は納期限日となります。残高不足等で振替ができなかった場合、再度の振替はできませんので、残高の確認をお願いします。〕

町長コラム

山下博一



21

「緊急事態宣言」解除なるか！

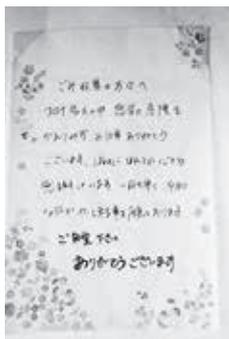
4月7日(火)、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が埼玉県に発令されてから約2か月間、町民の皆さまには、大変なご不便、ご心労をお掛けしております。このコラム執筆時点(5月18日)では、埼玉県においてまだ緊急事態宣言の解除には至っておらず、今後の状況も不透明な状況です。町民の皆さまにおかれましては、精神的にも疲労のピークかと思われませんが、引き続き感染拡大防止の徹底に、ご理解ご協力をお願い申し上げます。ご近所からごみ収集運搬業者の皆さんへ心温まる感謝のメッセージ

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、町内の小中学校は臨時休業となり、保護者の皆さまには大変なご負担をお掛けしております。ご理解とご協力に心より感謝申し上げます。そんな中、町内のごみ収集運搬業者の方々から、思いも掛けなかった近所からの感謝のメッセージが、たくさん届いてきました。ご紹介させていただきます。

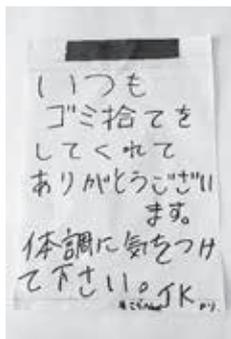
Aさん
「ごみ収集の方々へ
コロナ拡大の中、感染の危険をかえりみず、お仕事ありがとうございます。心から感謝していただきます。一日も早く平和な日になります。早く帰って来て事を願っております。ご自愛下さい。ありがとうございます。」

Bさん
「いつもゴミ捨てをしてくれてありがとうございます。体調に気をつけて下さい。それからへんのJKより」

小さくても見づらくもありませんがメッセージ写真も掲載させていただきます。本当に心温まるメッセージです。言葉に感謝申し上げます。



Aさんのメッセージ



Bさんのメッセージ